

## 「知る・守る・活かす」

## 文化財の保存継承に向けた取組への支援

＞本県は，全国有数の文化財保有県であり，本県の文化財を次世代に継承していくた め，文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する

## 1．提案•要望内容

## 文化財補助事業の拡充

○ 文化財所有者等が行う文化財の保存•活用 の取組に対する支援の充実と補助事業に係 る予算の確保を図ること


## 2．提案•要望の理由

○少子高齢化や過疎化，昨今の物価高騰などを背景に，所有者等による文化財の維持管理や保存修理•整備，防災施設整備等に要する費用負担が困難に なっている中で，文化財を確実に次世代に継承していくため，文化財の保存
－活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。


○ 特別史跡安土城跡調査整備事業に
 ついては，新たに 20 年計画で実施す ることになったので，その着実な推進のため，継続的な支援と予算確保 が必要。
（本県の取組状況と課題）

## 【安土城跡】

○令和 3 年度•4年度に策定した「特別史跡安土城跡整備基本計画」に基づき，新たに「令和の調査•整備事業」とし て令和 5 年度から令和 24 年度までの 20 年計画で特別史跡安土城跡調査整備事業を開始。（滋賀県）


特別史跡安土城跡整徣基本計画より

## 【史跡－名勝】

○史跡日吉神社境内や史跡永原御殿跡，名勝胡宮神社社務所庭園等の所有者等が，史跡等の適切な保存を図るための保存修理や，文化財の価値を学びながら未来に継承し，その活用を図るための整備工事を実施。（日吉大社ほか 9 所有者等）


## 【建造物】

○国宝•重要文化財建造物を対象と した防災施設整備事業について は，石山寺など 5 件が実施中のほ か，新たに苗村神社など5件が計画済み。（石山寺ほか9所有者）

## 【指定文化財管理事業】

○指定文化財の所有者等が行う防災設備保守点検や建造物の小修理，名勝庭園等の荒廃防止等の管理費を支援する取組を実施。（滋賀県）

## 【文化財保存活用地域計画】

○市町の文化財保存活用地域計画の作成 を支援し，認定数は全国第 2 位。 8 市町が地域計画に基づく様々な保存•活用事業の取組を実施。
（草津市ほか7市町）


担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係•建造物第一係•建造物第二係•記念物係
TEL ：077－528－4670

## 性の多樣惟を認め合う社会の実現に向けて

＞性的指向等の実態を踏まえた施策を講じることで，性の多様性を認め合い，誰もが安心して暮らすことができる滋賀の実現を目指す。

【提案•要望先】内閣官房，法務省

## －1．提案－要望内容

## （1）性の多樣性に関する全国調査の実施

○「当事者等への差別の事例」や「当事者が直面している困難」「国民の意識」等 の実態を把握するための全国的な調査を実施すること

## （2）性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

○性的指向等に関する正しい理解の促進等について，国において，実効性のある施策を講じるとともに，地方に対する財政支援の拡充を図ること

## 2．提案•要望の理由

（1）性の多様性に関する全国調査の実施
○性のあり方にかかる人権侵害が発生するなど，多様な性についての理解不足が課題。
○適切かつ的確に施策を講じるため，当事者等への差別の実態等を早急に把握する ことが必要。
○この問題は，地域性があるものではなく全国的な課題であるため，国において調查を実施し，地方自治体とも情報共有することが必要。
（2）性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充
○性的指向等に関する正しい理解の促進および当事者等が安心して暮らせる環境 づくりの推進を図るため，国，地方をあげて情報発信や人権啓発を行う等の施策を講じることが必要。
○地方においては，法務省「人権啓発活動地方委託事業」等により，更なる財政支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）性の多様性に関する全国調査の実施

○「人権に関する県民意識調査」（令和 3 年度実施）での LGBT 等に関して特に何が問題であるか，の問いに対して「様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でな いこと」が最も高く，次いで「差別的な言動をされること」，「本人の了解を得ず， その人の性的指向や性自認を明らかにする行為（アウティング）が行われること」 などの回答が多くある状況。

（上位 5 つの回答を抜粋）

## （2）性の多様性への理解促進と地方への支援の拡充

○滋賀県人権施策推進計画において，性的指向等を重要課題の一つに位置づけ，教育•啓発，相談•支援体制の充実に取り組んでいる。
－県広報誌やテレビ，ラジオ広告，インターネット広告を通じて，LGBT 等への理解 の促進を図るための人権啓発を実施している。
－男女共同参画センターでは，若い世代のリーダーを育成する事業「ジェンダー平等ミーティング」を実施。集まった若者たちが，ミーティングを通して考え，自 ら「ALLY」バッジを作製するなど，多様な性への理解を深め，広げる活動を実施。
－県内の相談機関で組織し，相談員の資質向上と連携を目的としている「滋賀県人権相談ネットワーク協議会」にてLGBT 等への理解と対応についての研修を実施。

○県庁内においては，多様な性への理解•認識を深めるための職員研修を全職員に実施するとともに，県が県民に記入をお願いする申請書等において，業務上，不要 な性別欄を削除するなど，申請書等の見直しを行った。

○県議会では，「性的指向•性自認に関する差別の解消を求める意見書」の提出が令和 5 年 2 月議会において可決された。
○「多様性への理解促進と誰もが安心して暮らし，活躍できる社会づくりを求める緊急共同声明」が令和 5 年 2 月 20 日に 23 県知事により発出された。

## 犯駐被害者等の支援

＞犯罪被害者等が置き去りにされることなく，一日も早く，再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう，一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を推進する。

【提案要望先】内閣府，国家公安委員会，警察庁

## 1．提案•要望内容

（1）民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設
○支援団体の安定的•継続的な事業実施，相談体制の充実および人材育成のため，新た な財政支援制度の創設

## （2）「性犯罪•性暴力被害者支援交付金」の継続と必要額の確保

○＂性暴力被害者のためのワンストップ支援センター＂の継続的かつ安定的な運営のた め，財政支援制度の継続および必要額の確保

○医療費等公費負担事業の交付金の補助率を $1 / 3$ から $1 / 2$ に引き上げ

## 2．提案•要望の理由

（1）民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設
○犯罪被害者等への支援は安定的•継続的に実施する必要があるが，民間支援団体の財政的基盤は脆弱。相談件数は右肩上がりで増加しており，支援活動を行う相談員の負担が増大する中で，質の高い支援を行らためには相談体制の充実が必要。
（2）「性犯罪•性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の碓保
○相談支援件数が年々増加し，相談支援従事者の負担も増大していることから，＂性暴力被害者のためのワンストップ支援センター＂を 24 時間 365 日ホットライン体制にて安定して運営していくためには，財政支援制度の継続および必要額の確保が不可欠。 ○被害者の居住地および被害の発生地に関わらず支援していくとともに，各都道府県に医療費等公費負担を促すため，被害者相談支援運営•機能強化等事業と同様に交付金 の補助率を $1 / 3$ から $1 / 2$ に引き上げが必要。

## （本県の取組状況と課題）

（1）民間の犯罪被害者等支援団体に対する財政支援制度の創設
○公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター
 （OVSC）は，犯罪被害者支援を行う県内唯一 の民間支援団体。

○令和 4 年度の相談支援件数は 2,030 件。過去 8 年間で約 3 倍に増加。
○相談員の高齢化も進んでいるため，人材の確保と育成も課題。
（2）「性犯罪•性暴力被害者支援のための交付金」の継続と必要額の確保
害者のためのワンストップ支援センター＂として医療機関，民間支援団体，警察，県の 4 者が連携した取組。

○医療機関において 24 時間 365 日， 6 名の専門看護師（SANE）が対応。医療的措置を行う場合もあるほか，捜査機関や OVSC と連携し総合的な支援を実施。

## 性暴力被售著総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO（サトユユ）



OSATOCO の令和 4 年度の相談支援件数は1， 873 件。過去 8 年間で約 5 倍も増加し，被害者の低年齢化 や被害の深刻化も進んでいる。

SATOCO相談支援実績


担当：総合企画部県民活動生活課
消費生活•安全なまちづくり係 TEL 077－528－3414

## 再殺防止の推進

＞県民の理解と協力のもと，円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会 の実現

## 1．提案•要望内容

## （1）犯罪をした者等の罪種•特性に応じた効果的な指導

○ 犯罪をした者等に対する専門的な指導•支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供，アセスメント内容等の有機的な引継ぎ，各種指導プログラムの充実

## （2）再犯防止推進施策を継続的•安定的に実施するための財政措置

○ 地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的•安定的に実施するためのさらな る財政支援

## 2．提案•要望の理由

（1）罪種•特性に応じた効果的な指導
○令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画においては，都道府県 の役割のひとつとして，罪種•特性に応じた専門的な支援などを地域の実情に応じて実施するよう努めることが求められたところ。

○再犯を防止するためには，罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性，犯罪を した者の背景にある事情等を的確に把握し，それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要。

○このため，矯正施設や保護観察所における指導の一層の充実と，都道府県にお いて，刑事司法手続後も継続的な支援が実施できるよう，犯罪をした者等に対 する専門的な指導•支援等に関する調査研究等の成果や知見の提供，アセスメ ント内容等の有機的な引継ぎ，各種指導プログラムの充実が必要。
（2）再犯防止推進施策を継続的－安定的に実施するための財政措置
○本県では令和 5 年度に次期再犯防止推進計画の策定に向けた検討を行うことと しているところ。地方公共団体における再犯防止推進施策を継続的•安定的に実施するためにはさらなる財政支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）犯罪をした者等の罪種•特性に応じた効果的な指導

－本県における令和 3 年の刑法犯検挙総数 1 ， 893 人のうち再犯者は 868 人となってお り，再犯者率は $45.9 \%$ と高止まりしている。（全国 R3：48．6\％）

| 年次 | H29 | H 30 | R1 | R2 | R3 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 刑法犯検挙総数（人） | 2,060 | 1,952 | 1,736 | 1,807 | 1,893 |
| 再犯者（人） | 1,008 | 973 | 836 | 834 | 868 |
| 再犯者率（\％） | 48.9 | 49.8 | 48.2 | 46.2 | 45.9 |

－再犯者を罪種別に見ると最も多いものは「窃盗犯」 で，全体の約 6 割，過去 3 年間においても同様の傾向となっている。

（2）再犯防止推進施策を継続的•安定的に実施するための財政措置

## 【本県における再犯防止の取組】

（1）保健医療•福祉，就労，居住等の切れ目のない支援
$3 つ$ の地域再犯防止推進モデル事業を継続実施
（2）県と更生保護協力組織との連携強化

- 県独自の顕彰制度（知事感謝状）（R3～）
- 県民向けフォーラム開催（R3～）
- 保護観察終了者へのフォローアップ支援（R4～）
（3）市町における取組の促進
19 市町中 15 市町で再犯防止推進計画が策定済
（4）協力雇用主の増，幅広い業種からの登録促進入札参加資格審査の優遇制度の拡充（R4～）

⑤更生保護に関する啓発活動
法務省，保護観察所と連携した啓発の実施


【令和元年 5 月，山下法務大臣（当時）との「再犯防止「三方よし」宣言」】


## 障容者の地域生活支援のための基縏整備等の充実

$>$ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられるこ となく，相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく。

## 1．提案•要望内容

【提案•要望先】厚生労働省

## （1）障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施す るため一定規模の予算の確保

## （2）重度障害者等に対する支援体制の充実

○障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実
（3）共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続
○各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続•充実

## （4）地域生活支援事業費補助金の財源の確保

○障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保および「移動支援事業」や「日中一時支援」の個別給付化の検討

## 2．提案•要望の理由

（1）障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保
○県障害福祉計画における整備目標の達成や，重度障害のある方が利用する事業所等 の整備を計画的に進めるためには，施設整備にかかる予算の確保が必要。
（2）重度障害者等に対する支援体制の充実
○施設入所者の地域移行を促進するためには，グループホーム等の体験利用や入所施設における一定期間の空床確保等にかかる報酬の充実が必要。
（3）共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続
○平成 28 年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ，全国で研修やフォーラ ムを開催してきたが，共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え，経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていく必要。
（4）地域生活支援事業費補助金の財源の確保
○地域生活支援事業については，県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の 6 割程度 にとどまっており，安定的，継続的な事業実施のための土分な財源確保および特に ニーズの高い移動支援事業等を安定した仕組みへしていくための検討が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○社会福祉施設整備費国庫補助金については，令和 2 年度までは高い内示率で採択いた だいてきたが，令和 3 年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和 4 年度以降 も同程度であり「滋賀県障害者プラン2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。 $\diamond$ 国庫補助等の推移約 $1 / 4$
（単位：百万円）

|  | H31 当初 | R1 補正 | R2 当初 | R2 補正 | R3 当初 | R3 補正 | R4 当初 | R4 補正 | R5 当初 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 国予算額 | 19,500 | 8,300 | 17,400 | 8,200 | $\underline{4,800}$ | 8,500 | $\underline{4,810}$ | 9,900 | $\underline{4,500}$ |
| 採択／協議 | $1 / 1$ | $7 / 13$ | $11 / 11$ | $6 / 6$ | $\underline{1 / 7}$ | $3 / 3$ | $\underline{1 / 9}$ | $1 / 6$ | 5 件協議 |
| 内示率 | $100 \%$ | $34 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ | $14 \%$ | $100 \%$ | $22 \%$ | $28 \%$ | - |

## ○特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり，それに応える

 べく整備計画を立てようとする法人があるが，目処が立たない状況が続いているため， R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備事業に取り組む。
## （2）重度障害者等に対する支援体制の充実

○長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには，新たな環境への適応に向けて移行支援期間を十分に設けるとともに，地域生活に適応できなかった際の生活 の場の保障として，障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり，令和 3 年度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

## （3）共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により，全国各地で共生社会フォーラムを開催。（H30～R4年度にかけて全国 24 か所で開催・オンライン開催 1 回） ○後は，経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。 ○共生社会の理念浸透に向け，事業の継続•充実が必要。 （18道県で実施）

## （4）地域生活支援事業費補助金の財源の確保

$\diamond$ 国庫補助実績（県事業•市町事業計）


|  | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 国 庫 所 要 額 | $1,050,730$ | $1,122,004$ | $1,159,235$ | $1,204,387$ | $1,241,613$ | $1,256,081$ |
| 国 庫 受 入 額 | 647,593 | 725,780 | 745,504 | 753,942 | 768,709 | 793,724 |
| 充 足 率 | $61.6 \%$ | $64.7 \%$ | $64.3 \%$ | $62.6 \%$ | $61.9 \%$ | $63.2 \%$ |

○特に移動支援事業は，市町の地域生活支援事業総事業費の $18 \%$（R3 実績）と最も高い割合を占める事業であり，個別給付化を求める声が市町からあがっている。

[^0]
# 高齢者の命•暮らしを守るための支援 

$>$ 安心して医療•介護サービスが利用できる環境を整備し，「健康しが」を推進する

## －1．提案•要望内容

## （1）高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

○ 高齢者施設の配置医や協力医療機関等の機能強化，往診•訪問看護の充実，専門医療等が必要な場合における医療アクセスの確保など，診療報酬•介護報酬上のイ ンセンティブ付与や財政支援を含めた仕組み，体制を構築すること

## （2）高齢者施設等における感染対策の支援充実

○ 高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る経費（衛生用品や抗原検査キット の購入費，人件費など）について，介護報酬において適切に措置すること

## 2．提案•要望の理由

（1）高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実
○令和5年5月8日以降のサービス提供体制確保事業について，感染対策等を行っ た上での施設内療養に係る経費補助の要件として求められる，（1）施設からの電話等 による相談対応，（2）施設への往診，（3）入院要否判断や入院調整，といった医療機関 との連携体制の確保は，これまでの協力医療機関等の機能を強化するものであり，恒久的な対策強化の観点から令和 6 年度介護保険制度改正に反映するとともに，介護報酬改定において適切に措置する必要。

○ 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応については，今後の感染拡大も想定し，施設内での療養体制の充実を図るため，施設への訪問診療や訪問看護の導入，配置医や協力医療機関への報酬上のインセンティブ付与など，医療機関 との連携強化に向けた更なる仕組みが必要。
（2）高齢者施設等における感染対策の支援充実
○重症化リスクの高い高齢者等への対応にあたっては，各施設における平時からの恒常的な感染対策が極めて重要であり，衛生用品の備蓄や抗原検査キットによる自主検査に要する経費，陽性者対応を行う職員手当などを令和 6 年度介護報酬改定に おいて適切に措置する必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）高齢者施設と医療機関との連携強化による療養体制の充実

○施設内療養を行ら施設に対し，県クラスター対策チームとともに支援チームを結成 して職員を派遣し，感染管理や業務継続等について，現場の状況に応じた助言等の実施
○感染制御や業務継続に関する相談•調整を受け付ける専用相談電話を設置し，感染 が発生した施設等からの相談に対応。
○施設内療養が発生した施設の中には，配置医師や協力医療機関の協力が得られない施設や，看護職員の配置や派遣のない施設もあり，医療提供体制の支援が課題とな っている。
－令和 4 年度実績

| クラスター発生数 | 442 件 |
| :--- | :---: |
| 施設内療養等支援 <br> チームの派遣件数 | 223 件 |



## （2）高齢者施設等における感染対策の支援充実

○令和 4 年 1 月以降のオミクロン株による感染急拡大により高齢者施設入所者の施設内療養が増加したことに伴い，通常の介護サービスの提供では想定されないか かり増し経費が増加している。
－令和 4 年度サービス提供体制確保事業実績

| 施設内療養者 | 2,659 人 | 事業費 | 767,919 千円 |
| :---: | :---: | :---: | ---: |

○一方で，感染症発生時のサービス継続のためには，各事業所において，平時か ら，感染症対策研修の実施，感染対策の防護具等の備蓄，職員に対する検査実施 による拡大防止が必要であり，こうした恒常的な感染症対策にかかる経費も感染対策強化に見合った報酬体系となるよう，臨時的な報酬改定などを含めた措置を早急に講じる必要がある。

担当：健康医療福祉部医療福祉推進課介護施設指導係／在宅介護指導係 TEL 077－528－3523

# 还理铣道綡の公有民总方式による上下分棑に対する緮合的支瑷 

将来にわたる近江鉄道線の安全かつ安定的な運行確保と複数自治体にまたがる地域鉄道再構築の全国のリーディングモデルを目指す。

【提案•要望先】総務省，財務省，国土交通省

## 1．提案•要望内容

## （1）公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の

創設○一般社団法人近江鉄道線管理機構の鉄道資産の取得，保有等に係る非課税措置
○ 近江鉄道株式会社の土地の無償譲渡および利益還元（寄附）に係る非課税措置
（2）近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充
$\bigcirc$ 施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助金等の優先採択
○社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の柔軟な制度運用
○施設設備整備に係る補助対象経費の拡大（修繕費等）

## 2．提案•要望の理由

（1）公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設
$\bigcirc$ 第三種鉄道事業者が鉄道用地を直接保有し沿線自治体と協働連携して駅周辺およ び鉄道沿線の土地を自由かつ有効に利活用することで，駅を中心としたまちづくり の促進と沿線地域のにぎわいと活性化を図ることができる。
○県および沿線市町が設立手続きや事務効率面等を考慮し第三種鉄道事業者となる「一般社団法人」を設立したが地方公共団体ではないため第二種鉄道事業者に多額 の税負担が生じること。
○第三種鉄道事業者が第二種鉄道事業者から事業利益の還元を受けることで，第三種鉄道事業者が実施する施設設備整備等に要する財源を確保しやすくなる。
○ 今後複数の自治体間にまたがるローカル鉄道等の再編や見直しが進む中，税制面 に拘束されずそれぞれの実情に応じた組織形態を選択できるしくみを整えること は，全国における鉄道事業再構築の推進にも大きく寄与すること。
（2）施設設備整備および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充
○近江鉄道線は開業後 125 年が経過しており，今後施設設備の更新，修繕に係る費用の更なる増大が見込まれるだけでなく，利用者拡大に向けて鉄道利用者等に対する利便性やサービス向上のための新たな設備投資等を行う必要があること。
○沿線自治体は施設設備整備費だけでなく第三種鉄道事業者の運営経費（安全統括管理者や事務局職員の人件費および資産保有に係る税負担等）など多大な財政負担 が見込まれ，将来にわたり鉄道を持続的かつ安定的に運行していくためには財政負担の軽減が必要であること。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）公有民営方式による上下分離への移行に係る税制特例措置の創設

## ア．主なスケジュール

－令和5年度は県および沿線市町，近江鉄道線管理機構および近江鉄道株式会社が中心となり「鉄道事業再構築実施計画」を策定する。
－第三種鉄道事業者は輸送の安全確保 に係る規程類の制定など必要な準備 を進める。

| 令和 5 年4月 $($（社）近江鉄道線管理機構 業務開始 |
| :---: | :---: |
| 「鉄道事業再構築実施計画」の策定 |

令和 5 年12月 「鉄道事業再構築実施計画」の提出
「鉄道事業再構築実施計画」の認定
令和6年4月 近江鉄道線の上下分離スタート

## 1．鉄道資産の撞渡や利益還元（寄附）等に係る課税の流れ

各段階においてさまざまな税が課税される見込みであるが，特に土地の無償譲渡につ いては近江鉄道（株）に係る法人税等（約 10 億円）が最大の障壁となっており，譲渡から保有までに係る税の特例措置をパッケージ化することが有効。


## （2）近江鉄道線の施設設備整備事業および利便性向上策等に係る国庫補助事業の優先採択と支援拡充

上下分離後，第三種鉄道事業者（沿線自治体）は鉄道施設等の保有•管理に係 る経費に加えて，近江鉄道線管理機構の運営経費も新たに負担することとな り，持続的，安定的に鉄道事業を運営するためには ハードとソフトの両面から の支援が必要。


担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室 TEL 077－528－3685

## 鉄道ネットワークの維持•改善と鉄道駅の バリアフリー化の推進

＞本県の鉄道ネットワークの維持•改善および県北部地域の振興に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るとともに，鉄道駅のバリアフリ一化整備による利用者の利便性向上を目指す。

【提案•要望先】財務省，国土交通省

## 1．提案－要望内容

（1）北陸新幹線敦賀•大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在 しないことの確認
○これまで経営分離された「並行在来線」には，整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない
（2）北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上
○北陸•中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便，敦賀•米原間のリレー快速の運行開始などにより，アクセスの向上を図ること

## （3）鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

○「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

## 2．提案•要望の理由

（1）北陸新幹線敦賀•大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

（1）これまでの整備新幹線で，新幹線の通ら ない県で「並行在来線」の事例はない。

（2）大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」 として経営分離された事例はない。
（2）北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上 ○北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させ，中部圏地域（当県含む）の経済発展につなげるとともに，人口減少や高齢化に伴う課題を抱える県北部地域の振興に資するため，北陸～県北部地域～中京間のアクセスを向上する必要がある。
（3）鉄道駅のバリアフリ一化の更なる推進
○ JR 湖西線ではすべての駅が高架に設置されているにもかかわらず，利用者数の基準を満たさない等により，19 駅中 7 駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化等に対応するためには，利用者数にかかわらず，エレベーター等の設置を積極的に推進す ることが必要。

## （1）北陸新幹線敦賀•大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在し ないことの確認

【同趣旨の要望】
＞関西広域連合「北陸新幹線（敦賀•大阪間）の早期開業に関する要望書」（R4．10）
$>$ 近畿ブロック知事会「国土強靭化及び地方創生•生産性向上に資する高速交通インフラ整備 の推進に関する提言」（R4．10）
－「北陸新幹線の敦賀•大阪間の整備に伴う並行在来線は，存在しないことを確認する こと。」

## （2）北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間 のアクセスの向上

（敦賀開業時の課題）
北陸新幹線の金沢－敦賀間の運行本数は 48 往復／日と想定されているのに対し，敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計 24 往復／日，米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計 42 往復／日であり，輸送力に差異が発生。

## （対策案）


（1）特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行
（2）東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり 1 本増（ 2 本／時 $\Rightarrow 3$ 本／時）

ふ北陸新幹線の開業効果がより広域に発現し，中部圏経済の発展につながるよう，東海道新幹線米原駅の積極的な活用が必要。

## （3）鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

本県では，これまでから「移動等円滑化 の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進しており，県内 JR 駅は，利用者数 3，000 人以上では全駅が整備済みまたは整備中，2， 000 人以上 3,000 人未満では 3 駅中 2 駅が整備済 み。
○ 一方で，JR 湖西線では利用者数の基準 を満たさない等により，高架駅にも関わ らずバリアフリー未対応駅が存在。


JR湖西線は全線が高架 であり，ホームまで建物3階半に相当する長 い階段を上る必要


##  <br> ＞災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し，強靭で信頼性の高い道路ネットワーク構築 を目指す。

## 1．提案•要望内容

【提案•要望先】財務省，国土交通省

## （1）県土の発展を支える道路整備の推進

○防災•減災，国土強靭化5か年加速化対策による国土強靭化の推進
○名神名阪連絡道路の調査への財政支援および計画の具体化に向けた一層の連携
○国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化
○ 地方整備局等の体制の充実•強化

## （2）安全•安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 大雪時の円滑な交通確保に向けた情報発信
○道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換
－「いのち」を守る道路環境の形成
○ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の推進のため世界への発信機会の創出

## 2．提案•要望の理由

## （1）県土の発展を支える道路整備の推進

○地域の景気•経済を下支えするとともに，激甚化•頻発化する自然災害に対応するた めには，強靭で信頼性の高い道路ネットワークの構築がまだまだ必要であり，防災•減災，国土強靭化 5 か年加速化対策については，残る期間における確実な予算の措置，さ らに5 か年加速化対策後においても必要な予算•財源の継続的•安定的な措置が必要。
○名神名阪連絡道路は，名神高速道路や名阪国道などを南北に接続する全線約 30 km の高規格道路であり，重要物流道路の計画区間に指定されている。高速道路等の迂回や物流の定時性•安定性の確保のため，調查への財政支援およびルート帯の決定など計画の具体化に向け本県•三重県と一層の連携が必要。
○災害時のリダンダンシーを構築するため，国道 365 号栃ノ木峠道路の早期事業化が必要。また，脆弱な地質でのトンネル工事が想定され，国の技術力が不可欠なため，直轄権限代行による実施が必要。
○直轄事業の着実な進捗や，激甚化•頻発化する自然災害に即応するため，TEC－FORCE等を含む地方整備局等の体制の充実•強化および災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要。

## （2）安全•安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 大雪時の円滑な交通確保に向けて，道路情報提供システムの改修や維持にかかる財政支援と，出控えなど国民の行動変容に向けた取組が必要。
○道路インフラ施設の老朽化対策を加速化するため，道路メンテナンス事業補助によ る重点的かつ集中的な財政支援が必要。
○交通安全対策補助は，令和 3 年度に実施した通学路合同点検で抽出された要対策箇所のみが対象となるため，対象範囲の拡大が必要。
○ 世界に誇るナショナルサイクルルート「ビワイチ」の更なる地域ブランド化と国主導 による情報発信の機会の創出が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）県土の発展を支える道路整備の推進

－令和3年4月に公表された「防災•減災，国土強靭化に向けた道路の5 か年対策プログラム」で事業中の直轄事業の開通見通し（令和 7 年秋）が示された。
－県では「新広域道路交通ビジョン」などを踏まえ，道路整備の個別計画である「滋賀県道路整備ア クションプログラム 2023」を策定

- 「名神名阪連絡道路」はルート帯の決定など，計画の具体化に向け検討を進めている
- 令和 4 年 8 月豪雨では北陸自動車道，国道 8 号，国道 365 号が同時に被災し，滋賀県と福井県の道路ネットワークが分断


担当：土木交通部道路整備課企画係，高速•幹線道路推進室 TEL 077－528－4132

## （本県の取組状況と課題）

## （2）安全•安心や賑わいを創出する道路整備の推進

○ 大雪時の円滑な交通碓保に向けたた情報発信
－令和 5 年 1 月には，例年降雪の少ない滋賀県南部地方で大雪となったことから，県境付近の急な勾配の道路等でノーマルタイヤ車両等がスタックし，長時間の通行止めが発生した。
－大雪時は非常時であることを国民が理解し，積雪地への車両流入抑制や冬用タイヤの装着徹底等，国民 の行動変容に向けた取組が必要
－積雪地への流入抑制を促すためには，監視カメラ映像のリアルタイム配信などにより，積雪状況を容易 に把握できることが重要。監視カメラ等システム改造費や維持管理費について，国の財政支援が必要


| 県境付近の道路では，ノーマルタイヤ車両によるスタックで長時間の |
| :--- |
| 通行止めか発生 |
| $\rightarrow$ リアアルタイムで道路状況を配信し，ドライバーに出控えを促す |
| 不要不急の外出自粛や冬用タイヤの装着などを全国で広報 |

## ○ 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換

－適切な維持管理を行うため，事後保全から予防保全への移行を早期に実施し，修繕に必要な費用が集中 しないよう計画的な維持管理を行うことが必要

橋梁修繕状況（H26～R4）【県管理橋梁：3， 064 橋】

|  | III判定 | IV判定 | 計 | 措） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1置完了 <br> （H26～H30 点検 | 191 | 1 | 192 | 167 | 25 |
| 2巡目点点検 <br> （R1～R4） | 49 | 0 | 49 | 21 | 28 |
| 計 | 240 | 1 | 241 | 188 | 53 |

【9 年間の実績】

$$
\begin{array}{ll}
\text { (1)平均措置数 } & : \text { 約 } 21 \text { 橋 } / \text { 年 } \\
\text { (2)III判定碓認数 } & : \text { 約 } 12 \text { 橋/年 }
\end{array}
$$

> 判定区分III•IVの施設への老朽化対策を早期に完了し, 予防保全へ移行を加速化するためには, 重点的かつ集中的な財政支援が継続して必要


$$
\rightarrow \text { III判定減少数: 約 } 9 \text { 橋/年 }
$$

担当：土木交通部道路保全課 防災保全係 TEL 077－528－4133

## —（本県の取組状況と課題）

## ○「いのち」を守る道路環境の形成

－交通安全対策補助の対象範囲を今後の通学路合同点検（未就学児の移動経路および中学校の通学路も含 め）で抽出される箇所も含むよう，制度拡充が必要
－車の速度抑制対策が推進できるよう地区内連携事業に対する財政支援が引き続き必要


ガードパイプ設置


スムース横断歩道（小学校襄）


速度規制（ゾーン 30 ）


バンプ（小学校襄）


登下校時の見守り活動

○ ナショナルサイクルルート「ビワイチ」の推進のため世界への発信機会の創出

- 「ビワイチ」低速コースの整備が令和 4 年度完了
- 今後も，「ビワイチ」ブランドの向上と，自転車専用通行帯としての規制に向け，自転車通行帯を連続的 に整備するための財政支援が必要
－全世界に向けて日本の自転車ツーリズムの魅力を発信できるよう，ALL JAPAN の情報発信が必要


## 自転車通行帯の整備支援

## 【県管理道路】

- 低速コース 99 km 整備完了
- 上級コース整備予定： 16 km （～R8 年度目標）


上級コースの整備状況 スポーツサイクリング等


担当：土木交通部道路保全課 歩行者•自転車安全係 TEL 077－528－4133

## 1．提案•要望内容

## （1）事前防災対策の計画的な実施

○ 5 か年加速化対策のための治水予算の確保
○流域治水型河川整備のための予算の確保
－緊急浚渫推進事業の期間延長

## （2）淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

○治水対策（大戸川ダム・瀬田川（簏跳渓谷）改修）などの推進
○天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
○地方整備局等の体制の充実•強化

## （3）丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

○ダム中止に伴う追加的事業の令和 8 年度完了のための国の継続的な支援
○ 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与
（4）「流域治水」の推進に向けた施策の充実•強化
○県指定洪水予報河川の洪水予測の高度化

## 2．提案•要望の理由

（1）事前防災対策の計画的な実施
○防災•減災，国土強靭化5か年加速化対策について，残る期間の確実な予算措置，加速化対策後においても必要な予算•財源の継続的•安定的な措置が必要
○当県が取り組んできた「川の中」と「川の外」の対策は，国施策の「流域治水型の河川整備」に合致している。それらの施策にも確実な予算措置が必要
○激甚化•頻発化する豪雨により，土砂や樹木等の流出も多くなっており，今後も継続的な対策が求められていることから緊急浚渫推進事業の期間延長が必要
（2）淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進
○琵琶湖周辺の浸水被害を軽減•回避するため，環境や景観の保全等に配慮しな がら，大戸川ダム，瀬田川（鹿跳渓谷）などの事業推進が必要
○琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため，天ケ瀬ダム再開発事業完了に伴い放流能力 を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要
○淀川水系の治水対策を推進し，激甚化•頻発化する自然災害に即応するため， TEC－FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実•強化や災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要
（3）丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進
○ダム中止に伴う追加的事業を令和 8 年度までに完了させるためには，災害復旧工事と合わせた効率的な施工に向け，国の継続的な支援が必要
○水源地域の振興のため，地域整備に必要な予算措置や交付金配分額の拡大など，中止を決定した国の責任ある関与が必要
（4）「流域治水」の推進に向けた施策の充実•強化
○水防法等の改正に伴い，国の予測情報を警戒避難体制などへ有効活用するため には，県の情報システム改修が必要となるため，それに係る財政支援が必要

## （本県の取組状況と課題）

## （1）事前防災対策の計画的な実施

○ 5 か年加速化対策のための治水予算の確保

天井川が全国最多の81河川。 10 年に 1 度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が 120 河川存在。
－住民のいのちと暮らしを守るため，残る期間の確実な予算措置，加速化対策後も必要な予算•財源の継続的•安定的な措置が必要

○流域治水型河川整備のための予算確保
－当県では，これまで災害危険区域の指定や建築規制を行う
とともに，河川整備を基幹的な対策として位置付け，単独費を大幅に増やしながら積極的に取り組んできた
－流域治水条例制定 10 年の蓄積を踏まえ，
国が進める流域治水に積極的に取り組むこととしており，
河川整備に対して，予算の重点配分が必要
理の必要性が一層高まり，市町等の要望も増加している

- 緊急浚渫推進事業債を活用し，計画的に浚渫や樹木等の伐採を進めている
- 今後，更に激化することが懸念される中，豪雨に伴う土砂の流出等，継続的に対策が必要 となることから緊急浚渫推進事業（地方債制度）の期間延長が必要




## （本県の取組状況と課題）

## （2）淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

○治水対策（大戸川ダム・瀬田川（鹿跳渓谷）改修）の推進
○天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
○社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進


## 対 策

後期放流対策の 2 事業（天 ヶ瀬ダム，宇治川）および瀬田川（関津地区）改修が完成 し，事業効果の更なる発現 に向け，瀬田川（鹿跳渓谷）改修が必要

自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上 で，改修工事の早期着手を！


予想される効果

天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を！


瀬田川（䉍津地区）改修


天ケ瀬ダム
天ケ瀬ダム再開発事業 （令和4年度完了）
－環境影響をできる限り回避•低減するための環境調査等を実施の上，本体工事の早期着手を！
－付替県道大津信楽線との高低差解消のため県道栗東信楽線の早期着手を！

宇治川（塔の島）改修
（平成 30 年度完了）

天ケ瀬ダム再開発が令和 4 年度に完了し，大戸川ダム建設事業，瀬田川の改修を行うことで，琵琶湖の水位をより速やかに低下させ，沿岸部の浸水被害を軽減！


## （本県の取組状況と課題）

## （3）卌生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

○ダム中止に伴う追加的事業の令和 8 年度完了のための国の継続的な支援
－令和 8 年度までに追加的事業である県道中河内木之本線
の整備を完了させるためには，令和 4 年 8 月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工に向け，国の継続的 な支援が必要

○年生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与
－余呉地域振興策の実現に向けた確実な予算措置および追加的事業完了後の国•県•市による支援体制が必要
－県が引き受けたダム事業予定地にある人工林は，豪雨発生時に流出の恐れがあるため，伐採等の措置が必要
－ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点
配分が必要

## （4）「流域治水」の推進に向けた施策の充実•強化

○県指定洪水予報河川の洪水予測の高度化
－国が瀬田川および野洲川（下流）の計 2 河川，県は琵琶湖，野洲川（上流）など，計 6 河川を洪水予報河川に指定し，気象庁と共同で洪水予報を実施
－気象業務法および水防法の改正に伴い，国の洪水予測情報の県への提供が可能となるため，予測精度の高度化に期待
－県や市町等が国の予測情報を警戒避難体制などへ有効活用を図るためには，県の情報システム改修 が必要となるため，それに係る財政支援が必要

担当：土木交通部 流域政策局
流域治水政策室 TEL 077－528－4152
水源地域対策室 TEL 077－528－4171


## いのちと暮らしを守る土砂災害対策の推推

＞激甚化•頻発化する土砂災害から滋賀県民のいのちと暮らしを守るため，被害を防止•軽減させる事前防災対策を計画的に推進する。

## 1．提案•要望内容

## （1）事前防災対策の推進

○防災•減災，国土強靭化の強力かつ計画的な推進
○地方整備局等の体制の充実•強化

## （2）土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

○急傾斜地崩壊対策事業の補助採択基準の緩和と財政支援
（3）土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大
○継続的に実施しなければならない基礎調査事業への財政支援の拡大

## 2．提案•要望の理由

## （1）事前防災対策の推進

○災害からいのちを守り，地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため，防災•減災，国土強靭化5 か年加速化対策については，残る期間における確実な予算の措置，さらに5 か年加速化対策後にお いても必要な予算•財源の継続的•安定的な措置が必要。

○激甚化•頻発化する自然災害に即応するため，TEC－FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実•強化および災害対応に必要となる資機材の更なる確保が必要。
（2）土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）における補助採択基準の緩和と財政支援
○土砂災害特別警戒区域は，深刻な被害が発生するおそれが高く，これらの地域を集中的に対策し効果的に人的被害を防ぐため，保全人家戸数に係る補助採択基準の緩和と財政支援が必要。

## （3）土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

○土砂災害防止法に基づく基礎調查については，概ね 5 年に一度繰り返し実施してい く必要があり，継続的な予算確保が必要となるが，起債充当の対象事業でなく，事業費確保が課題であり，地方財政措置や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）事前防災対策の推進

令和 2 年度から事業の前倒し補正予算を含め 5 か年加速化対策事業を推進しているところ。

## 【施設効果事例】後谷川砂防堰堤

令和 4 年 8 月豪雨による土砂流出


平成 13 年 8 月完成


砂防堰堤で土砂及び流木を捕捉


## （2）土砂災害特別警戒区域における補助採択基準の緩和と財政支援

－急傾斜地崩壊対策事業の採択要件（保全人家 10 戸以上かつ斜面高が 10 m 以上）の対象外箇所では対策が遅れており，特別警戒区域内の人家が被災し人的被害の発生事例もある。
－特別警戒区域内の保全人家の換算方法の見直し等，採択要件の緩和により，従来有効な対策が取れ なかった箇所においても事前防災対策を推進し，土砂災害による人的被害を無くすことが必要。


## （3）土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基硠調查を実施する必要がある。
- 指針改定により， 2 巡目の基礎調査に併せ，詳細な地形図を用いリスク箇所の抽出を行うことから，リ スク箇所の増加が見込まれるため，継続的な予算確保に課題がある。
－基礎調査を継続して，区域指定の作業を進めていくためには，地方財政措置や補助率拡大が必要である。


詳細な地形図を用いて抽出業務を実施した区域におい て，新たなリスク箇所が抽出された。今後，県内で抽出業務が進むにつれ，リスク箇所が増加する見込み。


地方財政措
置•補助率の嵩上げが必要

担当：土木交通部砂防課土砂災害防止係 TEL 077－528－4192
＞低密度化が進行している都市構造から持続可能な「拠点連携型都市構造」への転換 を図る
＞長期的に使用が想定される住宅立地と持続可能なまちづくりを整合的に進める

## 1．提案•要望内容

【提案•要望先】財務省，国土交通省

## 「拠点連携型都市構造」の実現および住宅総量の抑制に資する支援制度の見直し

○Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）等の新築に対する住宅補助制度にお いて，居住誘導区域や駅周辺など拠点エリアへの誘導を図るためのインセンティブ の付与

○旧耐震基準住宅をZ E H 等に建て替える場合の除却費用の支援

## 2．提案•要望の理由

○当県では，様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り，それ らを公共交通サービスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指しているところで あり，この取組は国のコンパクト・プラス・ネットワークの考え方とも整合するもの。

○ また，県全域における空き家の発生予防の観点から，既存住宅の改修•建替を促進 し，住宅総量を抑制することが重要となっている。
○ 地域の多様な拠点エリア（駅周辺等）に質の高い住宅を誘導•集積しつつ，住宅総量の抑制を図るためには，国の Z E H 等の新築に対する補助制度等においても，従前 の性能要件に加えて，まちづくりとの整合の観点から，補助上限額の引上げや転居費用の補助等，居住誘導区域や駅周辺等の立地要件に着目したインセンティブの付与 が必要。

○加えて，その他の区域も含め，耐震性•省エネ性能が低い住宅の建替促進に資する支援が必要であり，具体的な支援として，空き家対策総合支援事業費補助金において ZEH等への建替を伴う場合の旧耐震基準住宅の除却を補助対象に追加する等の要件緩和が必要。

## （本県の取組状況と課題）

## （1）低密度拡散型から持続可能で質の高い都市構造への転換

○ 人口減少社会の中で市街地の拡大や低密度化 が進行


田園地帯の幹線道路周辺における宅地開発を伴う新築住宅着工


既成市街地や農村集落等において残存する空き家

○様々なサービス機能が集積した多様な拠点へ居住の誘導を図り，それらを公共交通サー ビスで結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指す［滋賀県都市計画基本方針（令和3年度策定）】


居住を誘導する区域に ZEH などの質の高い住宅ストックを集積させ，長期にわたって既存住宅として流通させていく住宅政策が必要

## （2）住宅総数および世帯数の状況

○ 世帯数の増加以上に住宅総数が増加している中，令和 12 年には世帯減少局面へ転換 するため，住宅過多が一層進行する見通し


## 原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

本県は複数の原子力発電所のUPZを抱え，原子力発電所から最短で約 13 km
＞万ーの原子力発電所の事故に備え，実効性ある多重防護体制の構築が不可欠
【提案•要望先】内閣府，経済産業省，原子力規制委員会

## 1．提案－要望内容

## （1）緊急時対応の実効性の向上

○令和4年度原子力総合防災訓練の検証に基づく緊急時対応の必要な修正と，広域避難にかかるJ R や高速道路会社等との連携に基づく訓練の実施
－甲状腺被ばく線量モニタリングに関し，住民への説明方法やその後の健康調査， データ管理のあり方について，マニュアル等の早期提示

## （2）原子力防災対策への支援

○自治体が地域の特性を踏まえて住民の安全•安心のために実施する対策につい て，UP Z内外にかかわらず人件費も含めて適切な財源措置の仕組みの構築
○自然災害との複合災害にも途絶しないような避難経路確保への積極的な支援

## （3）再稼働に係る原子力安全協定等の法定化・ルール化

○地域により異なる原子力発電所の再稼働に係る手続等安全協定の内容の法定化
－再稼働後の原発の周辺自治体における，住民生活•経済•社会等に及ぼす影響への対応 や防災対策に必要な財政支援のためのルール整備

## 2．提案•要望の理由

（1）緊急時対応の実効性の向上
○効率的な住民避難の実現を目指し，令和 4 年度原子力総合防災訓練では，国，自治体，実動組織等による一元的な広域交通機関の検討•調整の場の設定や防災 D X の活用は有意義であったが，J R や高速道路会社等に参画を求める等，より実効性を高め ていくことが必要。
－甲状腺被ばく線量モニタリングの実施には，住民や医療等協力機関の理解が重要と なり，モニタリングの意義や，甲状腺被ばくのリスク，モニタリング結果の取扱い等 について分かりやすく説明する必要がある。
（2）原子力防災対策への支援
○原子力発電所に対する県民の不安感を払しょくするには，県民の安全のみならず安心につながる防災対策が不可欠であり，これに対応する県•市町職員の人件費など に適切な財政措置の仕組みが必要。
○ 大雪や地震等との複合伙害時にも広域避難できる避難経路を確保することが必要。
（3）再稼働等に係る手続や原子力安全協定の法定化・ルール化
○原子力発電所からの距離等に応じた影響評価に基づく，自治体支援が必要。

## （本県の取組状況と課題）

（1）緊急時対応の実効性の向上

## O原子力防災訓練の実施（令和 4 年度）

－各要素に分けそれぞれの場面において訓練を実施
1．災害対策本部等運営訓練（写真（1）
2．住民参加による一時移転等の実動訓練長浜市•高島市同時開催（写真（2）

3．緊急時モニタリング訓練（R4．11．24，25）

## 【課題】

－国，関係自治体，関係機関の連携強化による緊急時対応の実効性の向上
－原子力災害対策指針策定から10年が経過し，放射線防護資機材の更新や維持管理などの業務増大，甲状腺被ばく線量モニタリングの体制整備など新た な課題への対応


①災害対策本部等運営訓練 （R4．11．4，5）


②住民参加による実動訓練
（R4．11．6）

## （2）原子力防災対策への支援

## ○原子力防災対策の推進

－資機材整備（測定器約 1,100 点，資機材管理 システム登録約 9，000 点）

専門職員（原子力職）の採用（H25～）
令和 5 年度から専門職員 1 名増員

- 滋賀県原子力防災専門会議による助言
- 県内全市町対象の避難者の受入研修（写真③）
- 県全域でリスクコミュニケーション推進令和 4 年度：出前講座，研修会等 25 回 821 名参加


## 【課題】

－原子力災害への県民の不安感が払拭されておらず，災害時も含めた正しい情報の提供体制の充実
－近年の激甚化，頻発化する自然災害との複合災害に も対応できる信頼性が高く，県民のみならず立地県 からの避難者の利用も想定した避難経路の確保（写真（4）写真（5））
（5）大雪により北陸道や国道8号で長時間 の滞留発生（R3．12）
（3）再稼働等に係る原子力安全協定等の法定化・ルール化

## ○原子力事業者との情報共有体制強化

- 県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会で事業者の安全確保対策を共有
- 県地域防災計画に原子力事業者との連携体制等を明記


## 【課題】

- 原子力発電所の再稼働手続や安全協定の内容等の地域差
- 「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に基づく支援等再稼働に当たっての防災体制の拡充


## ＞地域の安全•安心の基盤を強化する

$>$ 戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応する

【提案•要望先】防衛省

## 1．提案－要望内容

## 今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

○ 各種事態への対応，原子力災害等発生時の出動など地域の安全•安心の確保およ び地域の活性化のため，中部方面隊内からの再配置を含め，今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

## －2．提案•要望の理由

○ 今津駐屯地は，「防衛計画の大綱」（平成 30 年 12 月）等に基づき，令和 5 年度主力部隊である第 10 戦車大隊が廃止，規模縮減の予定。

○ このような中，ロシアによるウクライナ侵略，特に原子力発電所が武力攻撃され た事実に鑑み，若狭地域に原子力発電所が立地していることから，原子力災害への備えをより一層強化すべき状況。

また，北朝鮮は，ミサイル発射を繰り返し急速に能力増強，一層重大かつ差し迫 った脅威。

○ 一方，「国家安全保障戦略」（令和 4 年 12 月 16 日）では，原子力発電所等の安全確保対策に関し，対処能力の向上を図ることが明記。

検討に際し，近畿東北部に位置する今津駐屯地の地理的環境も評価すべき。
○ 今後の各種事態への対応，原子力災害等発生時の出動など地域の安全•安心の確保，さらには地域経済や地域コミュニティの活性化のため，今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

## （本県の取組状況と課題）

（1）今津駐屯地との緊密な連携
○ 各種事態，災害等への対応力の強化

- 滋賀県国民保護共同図上訓練
- 滋賀県原子力防災訓練
- 滋賀県総合防災訓練


○ 災害派遣（過去 10 年間）

|  | 災害派遣名 |
| :---: | :--- |
| 1 | H 25.5 <br> 行方不明人員捜索（赤坂山） |
| 2 | H25．9 <br> 高島市宮野地区での救助活動（台風 18 号） |
| 3 | R2． $4 \sim 5$ <br> 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等 |


（2）県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○ 滋賀県知事
「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持•強化を求める要望書」

- 防衛大臣宛（平成 30 年 11 月 28 日）
- 防衛省宛（令和 3 年 6 月 3 日，令和 4 年 5 月 17 日）

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」
－防衛省宛（令和 4 年 10 月 19 日）

## ○ 滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持•強化を求める意見書」
－内閣総理大臣，防衛大臣宛（平成 30 年 8 月 9 日）
（3）今津駐屯地の地域コミュニティ～の深いかかわり

- 自衛隊フェスタ $50 \cdot 70$ in 滋賀高島
- 地域行事支援等民生支援活動
- 饗庭野演習場周辺地域連絡会


自栭隊フェスタ50－70in
聯教高島（令和 4 年度）


長浜电山祭り支嗳 （令和 4 年度）


[^0]:    担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 TEL 077－528－3540

